

結果の概要

I 少年鑑別所

1 収容状況

平成21年における全国の少年鑑別所の1日平均収容人員は954人で、前年に比べ32人（3.2%）減少している。これを男女別に見ると、男子が853人（構成比89.4%）、女子が101人（同10.6%）となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。これを総数で見ると、平成15年までは増加傾向にあったが、平成16年から減少している。

平成12年を100とした指数で見ると、平成21年は、総数が65（男子が65、女子が62）となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区 分	平成12年	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
人員	総数	1,473	1,487	1,480	1,485	1,357	1,271	1,178	1,036	986	954
	男	1,309	1,316	1,311	1,316	1,193	1,107	1,041	918	882	853
	女	164	171	168	169	165	165	137	117	104	101
指数	総数	100	101	100	101	92	86	80	70	67	65
	男	100	101	100	101	91	85	80	70	67	65
	女	100	104	102	103	101	101	84	71	63	62

(注) 1 統計表中の指数は小数点第1位、構成比は小数点第2位を、それぞれ四捨五入している。したがって、合計とその内訳は一致しない場合がある（以下、この結果の概要において同じ。）。

2 少年鑑別所の統計表（以下第13表まで同じ。）の1表（法務省ホームページにおける統計表番号「09-00-01」、以下同様とする。）参照

2 新収容人員の推移

平成21年における新収容人員は14,565人で、前年に比べ533人（3.5%）減少している。これを男女別に見ると、男子が13,026人（構成比89.4%）、女子が1,539人（同10.6%）となっている。

最近10年間の新収容人員の推移は、第2表のとおりである。これを総数で見ると、平成15年までは増加傾向にあったが、平成16年から減少している。

平成12年を100とした指数で見ると、平成21年は、総数が65（男子が65、女子が61）となっている。

第2表 新収容人員の推移

区 分	平成12年	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
人員	総数	22,525	22,978	22,767	23,063	21,031	19,626	18,171	15,800	15,098	14,565
	男	20,012	20,304	20,136	20,416	18,480	17,085	16,017	14,012	13,504	13,026
	女	2,513	2,674	2,631	2,647	2,551	2,541	2,154	1,788	1,594	1,539
指数	総数	100	102	101	102	93	87	81	70	67	65
	男	100	101	101	102	92	85	80	70	67	65
	女	100	106	105	105	102	101	86	71	63	61

(注) 1 新収容人員とは、調査年において本来の観護の措置、勾留に代わる観護の措置又はその他（勾留状、引致状等による入所）により入所した者をいい、逃走者の連戻し又は施設間の移送による入所の者は含んでいない（用語の解説参照）。

2 1表（09-00-01）参照

3 新収容者の年齢

平成21年における新収容者の人員は14,026人で、前年に比べ402人（2.8%）減少している。これを男女別に見ると、男子が12,571人（構成比89.6%）、女子が1,455人（同10.4%）となっている。

新収容者の年齢別構成比は、第3表のとおりである。年齢別構成比を総数に対する割合で見ると、17歳が20.2%と最も高く、次いで16歳が19.5%、19歳が17.3%の順となっている。前年に比べ13歳以下・14歳・15歳の年少少年が2.2ポイント上昇し、16歳・17歳の中間少年が2.0ポイント低下している。

これを男女別に見ると、男子は17歳が20.7%と最も高く、次いで16歳が19.3%、19歳が17.7%の順となっているのに対し、女子は16歳が21.0%と最も高く、次いで15歳が19.5%、17歳が16.1%の順となっている。

第3表 新収容者の年齢別構成比

区 分	総 数	年 少 年			中 間 少 年			年 長 少 年					
		13歳以下	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上				
人 員	総 数	14,026	3,568	147	1,401	2,020	5,575	2,736	2,839	4,883	2,390	2,424	69
	男	12,571	3,050	121	1,193	1,736	5,035	2,430	2,605	4,486	2,189	2,231	66
	女	1,455	518	26	208	284	540	306	234	397	201	193	3
構成比	総 数	100.0	25.4	1.0	10.0	14.4	39.7	19.5	20.2	34.8	17.0	17.3	0.5
	男	100.0	24.3	1.0	9.5	13.8	40.1	19.3	20.7	35.7	17.4	17.7	0.5
	女	100.0	35.6	1.8	14.3	19.5	37.1	21.0	16.1	27.3	13.8	13.3	0.2
前年の構成比	100.0	23.2	0.8	8.6	13.9	41.7	20.5	21.2	35.1	17.4	17.2	0.4	

(注) 1 新収容者とは、少年鑑別所送致の決定により入所した者で、かつ、調査年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう（用語の解説参照）。

2 前年の構成比とは、前年（平成20年）の総数についての構成比である（以下この結果の概要において同じ）。

3 5表（09-00-05）参照

4 新収容者の非行名

平成21年における新収容者の非行名別人員は、第4表のとおりである。刑法犯、特別法犯及びぐ犯別に総数の構成比で見ると、刑法犯が79.0%、特別法犯が16.4%、ぐ犯が4.7%で、前年に比べ刑法犯が1.1ポイント上昇している。

これを非行名別に総数の構成比で前年と比べて見ると、傷害が1.0ポイント低下して17.3%（人員は前年と比べ216人減少）となっているのに対し、窃盗が3.8ポイント上昇して38.5%（人員は前年と比べ385人増加）となっている。

次に、男女別に非行名別の構成比を見ると、男子は窃盗が40.0%と最も高く、次いで傷害が17.5%、道路交通法違反が11.2%の順となっている。女子も窃盗が25.0%と最も高く、次いでぐ犯が19.7%、傷害が16.2%の順となっている。

第4表 新収容者の非行名別人員

非 行 名	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総 数	14,026	100.0 (100.0)	12,571	100.0	1,455	100.0
刑 法 犯	11,077	79.0 (77.9)	10,256	81.6	821	56.4
公 務 執 行 妨 害	130	0.9 (0.9)	125	1.0	5	0.3
放 火	83	0.6 (0.3)	75	0.6	8	0.5
住 居 侵 入	218	1.6 (1.3)	206	1.6	12	0.8
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	320	2.3 (2.1)	309	2.5	11	0.8
殺 人	34	0.2 (0.3)	27	0.2	7	0.5
傷 害	2,430	17.3 (18.3)	2,195	17.5	235	16.2
自 動 車 運 転 過 失 致 死 傷	146	1.0 (1.1)	141	1.1	5	0.3
窃 盗	5,396	38.5 (34.7)	5,032	40.0	364	25.0
強 盗	619	4.4 (3.8)	582	4.6	37	2.5
詐 欺	258	1.8 (2.2)	231	1.8	27	1.9
恐 喝	747	5.3 (6.4)	695	5.5	52	3.6
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律	130	0.9 (1.4)	120	1.0	10	0.7
そ の 他	566	4.0 (4.9)	518	4.1	48	3.3
特 別 法 犯	2,294	16.4 (17.8)	1,947	15.5	347	23.8
覚 せ い 剤 取 締 法	221	1.6 (1.6)	70	0.6	151	10.4
道 路 交 通 法	1,461	10.4 (11.8)	1,408	11.2	53	3.6
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	111	0.8 (0.9)	65	0.5	46	3.2
そ の 他	501	3.6 (3.5)	404	3.2	97	6.7
ぐ 犯	655	4.7 (4.3)	368	2.9	287	19.7

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」のうち強制わいせつには同致死傷、強姦には同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 () 内の数は、前年の構成比である。

3 6表(09-00-06)から8表(09-00-08)参照

5 新収容者の入所回数

平成21年における新収容者の入所回数別人員は、第5表のとおりである。初入者と再入者（入所2回以上の者）を構成比で見ると、初入者が70.3%、再入者が29.7%で、前年に比べ再入者は0.2ポイント上昇している。

第5表 新収容者の入所回数別人員

区 分	総 数	初 回	2 回	3 回	4 回	5回以上
人 員	14,026	9,855	2,759	890	340	182
(構 成 比)	(100.0)	(70.3)	(19.7)	(6.3)	(2.4)	(1.3)
前 年 の 構 成 比	100.0	70.5	18.9	6.8	2.3	1.4

(注) 11表(09-00-11)参照

6 新収容者の非行時の身上

平成21年における新収容者の非行時の身上は、第6表のとおりである。非行時の身上に該当のある者となない者について、総数の構成比を見ると、該当のある者28.1%、該当のない者70.5%で、前年に比べ該当のある者は0.8ポイント上昇している。該当のある者を男女別に見ると、男子が29.1%、女子が19.0%で、前年（男子28.1%、女子20.5%）に比べ、非行時の身上に該当のある者の比率は男子は上昇しているが、女子は低下している。

次に、該当のある者（28.1%）について、その構成比から内訳を見ると、1号観察中が18.7%と最も高く、次いで2号観察中が6.8%、試験観察中が2.0%の順となっている。

第6表 新収容者の非行時の身上

区 分	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比	
総 数	14,026	100.0 (100.0)	12,571	100.0	1,455	100.0	
該 当 あり	3,938	28.1 (27.3)	3,661	29.1	277	19.0	
1 号 観 察 中	2,618	18.7 (17.8)	2,462	19.6	156	10.7	
2 号 観 察 中	959	6.8 (7.2)	904	7.2	55	3.8	
試 験 観 察 中	{ 補 導 委 託	44	0.3 (0.3)	39	0.3	5	0.3
	{ 在 宅	241	1.7 (1.5)	198	1.6	43	3.0
刑 執 行 猶 予 中	3	0.0 (0.0)	3	0.0	-	-	
施 設 在 所 中	73	0.5 (0.5)	55	0.4	18	1.2	
該 当 な し	9,892	70.5 (71.1)	8,735	69.5	1,157	79.5	
不 詳	196	1.4 (1.6)	175	1.4	21	1.4	

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 12表 (09-00-12) 参照

7 新収容者の居住状況

平成21年における新収容者の居住状況別人員は、第7表のとおりである。これを総数の構成比で見ると、家族と同居が84.5%と最も高く、次いでアパート・下宿・間借り・寮が3.9%、不定が2.1%の順となっている。家族と同居の割合は、前年に比べ1.1ポイント上昇している。

次に、男女別に居住状況別の構成比を見ると、男子は家族と同居が86.0%、アパート・下宿・間借り・寮が3.9%、不定が1.9%の順となっているのに対し、女子は家族と同居が71.6%、同棲が5.8%アパート・下宿・間借り・寮が4.4%の順となっている。

第7表 新収容者の居住状況別人員

区 分	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総 数	14,026	100.0 (100.0)	12,571	100.0	1,455	100.0
家 族 と 同 居	11,852	84.5 (83.4)	10,810	86.0	1,042	71.6
同 棲	245	1.7 (1.9)	161	1.3	84	5.8
アパ ー ト ・ 下 宿 ・ 間 借 り ・ 寮	550	3.9 (4.3)	486	3.9	64	4.4
住 込 み	75	0.5 (0.5)	71	0.6	4	0.3
作 業 員 宿 舎	27	0.2 (0.2)	26	0.2	1	0.1
知 人 宅 設	267	1.9 (2.2)	208	1.7	59	4.1
施 設	179	1.3 (1.1)	135	1.1	44	3.0
不 良 者 の 居 所	106	0.8 (0.7)	67	0.5	39	2.7
不 浮 浪	137	1.0 (1.2)	107	0.9	30	2.1
旅 館 ・ ホ テ ル	11	0.1 (0.1)	8	0.1	3	0.2
不 定	296	2.1 (2.3)	239	1.9	57	3.9
そ の 他	53	0.4 (0.4)	46	0.4	7	0.5
不 詳	228	1.6 (1.7)	207	1.6	21	1.4

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 16表 (09-00-16) 参照

8 新収容者の非行名別不良集団関係

平成21年における新収容者の非行名別不良集団関係の構成比は、第8表のとおりである。非行時において不良集団に関係のある者とない者について、総数の構成比を見ると、関係のある者41.8%、関係のない者55.5%である。

次に、不良集団に関係のある者（5,859人）のみについて、非行名別構成比を見ると、窃盗が36.3%（2,126人）と最も高く、次いで傷害が18.2%（1,064人）、道路交通法違反が17.2%（1,010人）の順となっている。同様に、関係のない者（7,779人）のみについて、非行名別構成比を見ると、窃盗が40.0%（3,111人）と最も高く、次いで傷害が17.0%（1,324人）、道路交通法違反が5.3%（412人）の順となっている。

第8表 新収容者の非行名別不良集団関係の構成比

非 行 名	総 数	あ り	不良生徒・地域不良 学生集団 集 団				暴走族	暴力団	な し	不 詳
総 数	100.0 [14,026]	41.8 [5,859]	9.8 [1,379]	24.7 [3,458]	6.1 [860]	1.2 [162]		55.5 [7,779]	2.8 [388]	
		(100.0)						(100.0)		
刑 法 犯	100.0	(74.6)	39.5	11.0	23.8	3.7	1.0	(82.3)	57.8	2.7
公務執行妨害	100.0	(1.1)	48.5	4.6	39.2	4.6	-	(0.8)	50.0	1.5
放火	100.0	(0.3)	21.7	16	6.0	-	-	(0.8)	77.1	1.2
住居侵入	100.0	(1.0)	27.1	12.4	13.8	0.9	-	(2.0)	69.7	3.2
強制わいせつ・強姦	100.0	(0.8)	14.1	3.4	6.9	3.4	0.3	(3.5)	84.4	1.6
殺人	100.0	(0.1)	23.5	9	8.8	-	5.9	(0.3)	76.5	-
傷害	100.0	(18.2)	43.8	16.3	20.3	6.4	0.8	(17.0)	54.5	1.7
自動車運転過失致死傷	100.0	(0.7)	27.4	3.4	21.2	2.1	0.7	(1.3)	71.2	1.4
窃盗	100.0	(36.3)	39.4	9.7	26.2	2.7	0.8	(40.0)	57.7	2.9
強盗	100.0	(4.0)	38.1	6.1	26.0	3.7	2.3	(4.5)	56.7	5.2
詐欺	100.0	(1.3)	29.1	1.6	22.1	1.9	3.5	(2.2)	66.3	4.7
恐喝	100.0	(5.7)	44.4	10.7	28.1	3.7	1.9	(5.0)	52.3	3.2
暴力行為等処罰に関する法律	100.0	(1.2)	53.1	16.9	26.9	7.7	1.5	(0.8)	45.4	1.5
その他	100.0	(4.0)	41.9	15.2	22.1	3.4	1.2	(4.0)	55.5	2.7
特 別 法 犯	100.0	(21.4)	54.5	2.9	30.5	19.4	1.7	(12.5)	42.2	3.2
覚せい剤取締法	100.0	(1.3)	33.5	0.9	20.4	1.4	10.9	(1.8)	62.4	4.1
道路交通法	100.0	(17.2)	69.1	3.4	35.3	30.1	0.3	(5.3)	28.2	2.7
毒物及び劇物取締法	100.0	(1.2)	63.1	5.4	57.7	-	-	(0.5)	35.1	1.8
その他	100.0	(1.7)	19.4	1.8	15.0	0.4	2.2	(4.9)	75.8	4.8
ぐ 犯	100.0	(4.0)	36.0	15.3	18.6	0.9	1.2	(5.2)	62.3	1.7
前年の構成比	100.0		42.3	8.7	24.5	7.6	1.5		54.7	3.0

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」のうち強制わいせつには同致死傷、強姦には同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 [] 内の数は実人員であり、() 内の数は不良集団に関係のある者又はない者の非行名別構成比である。

3 20表 (09-00-20) 参照

9 新収容者の薬物等使用関係

平成21年における新収容者の薬物等使用関係別人員は、第9表のとおりである。非行時において薬物等を使用していた者としていない者について、総数の構成比を見ると、使用していた者6.8%、使用していない者91.4%で、非行時において薬物等を使用していた者の割合は平成4年以降低下傾向にある。

次に、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子が5.4%となっているのに対し、女子は19.2%で、男子に比べ女子の薬物等使用の割合が高くなっている。なお、男子は前年の5.8%から0.4ポイント低下しており、女子は19.5%から0.3ポイント低下した。

さらに、男女別にその構成比から使用薬物の種類を見ると、男子が有機溶剤1.8%、大麻1.7%の順となっており、女子は覚せい剤10.6%、有機溶剤5.1%の順となっている。

第9表 新収容者の薬物等使用関係別人員

区 分	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総 数	14,026	100.0 (100.0)	12,571	100.0	1,455	100.0
あ り	958	6.8 (7.3)	679	5.4	279	19.2
麻 薬 ・ あ り	33	0.2 (0.4)	29	0.2	4	0.3
大 麻	244	1.7 (1.5)	209	1.7	35	2.4
覚 せい 剤	248	1.8 (2.0)	94	0.7	154	10.6
有 機 溶 剤	300	2.1 (2.6)	226	1.8	74	5.1
そ の 他	133	0.9 (0.8)	121	1.0	12	0.8
な し	12,813	91.4 (90.7)	11,662	92.8	1,151	79.1
不 詳	255	1.8 (2.0)	230	1.8	25	1.7

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 20表 (09-00-20) 参照

10 新収容者の鑑別判定別審判決定等

平成21年における新収容者の鑑別判定別審判決定等は、第10表のとおりである。鑑別判定の内訳を総数の構成比で見ると、少年院送致が44.6%と最も高く、次いで在宅保護のうち保護観察（以下「保護観察」という。）が39.8%となっている。

次に、審判決定等の内訳を総数の構成比で見ると、保護観察が43.3%と最も高く、次いで少年院送致が28.4%、試験観察が12.5%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、保護観察が83.8%と最も高く、次いで保護不適のうち検察官送致が69.9%、少年院送致が59.5%の順となっている。

第10表 新収容者の鑑別判定別審判決定等

審判決定等 鑑別判定		総 数	保 護 処 分			知事・ 児童相 談所長 送 致	検察官 送 致	審判不 開始・ 不処分	観護 措置の 取消し	試験 観 察	その他		
			保 護 観 察	児童自 立支援 施設・ 児童養 護施設 送 致	少年院 送 致								
人 員	総 数	14,026	6,071	292	3,979	87	227	130	1,482	1,758	-		
	保 護 不 要	20	11	-	-	-	-	-	5	4	-		
	在 宅 保 護	保 護 観 察	5,580	4,676	3	77	23	6	57	161	577	-	
		そ の 他	68	17	6	2	28	-	1	-	14	-	
	少 年 院 送 致	6,262	1,233	52	3,726	8	27	31	136	1,049	-		
	児童自立支援施設・児童養護施設送致	440	57	227	30	27	-	4	7	88	-		
	保 護 不 適	検 察 官 送 致	133	9	-	23	-	93	1	6	1	-	
		そ の 他	7	1	-	1	-	-	2	2	1	-	
	保 留	353	36	1	21	-	22	11	257	5	-		
判 定 未 了	959	7	2	19	-	42	12	874	3	-			
そ の 他	204	24	1	80	1	37	11	34	16	-			
構 成 比	総 数	(100.0)	100.0	43.3	2.1	28.4	0.6	1.6	0.9	10.6	12.5	-	
	保 護 不 要	(0.1)	100.0	55.0	-	-	-	-	-	25.0	20.0	-	
	在 宅 保 護	保 護 観 察	(39.8)	100.0	83.8	0.1	1.4	0.4	0.1	1.0	2.9	10.3	-
		そ の 他	(0.5)	100.0	25.0	8.8	2.9	41.2	-	1.5	-	20.6	-
	少 年 院 送 致	(44.6)	100.0	19.7	0.8	59.5	0.1	0.4	0.5	2.2	16.8	-	
	児童自立支援施設・児童養護施設送致	(3.1)	100.0	13.0	51.6	6.8	6.1	-	0.9	1.6	20.0	-	
	保 護 不 適	検 察 官 送 致	(0.9)	100.0	6.8	-	17.3	-	69.9	0.8	4.5	0.8	-
		そ の 他	(0.0)	100.0	14.3	-	14.3	-	-	28.6	28.6	14.3	-
	保 留	(2.5)	100.0	10.2	0.3	5.9	-	6.2	3.1	72.8	1.4	-	
判 定 未 了	(6.8)	100.0	0.7	0.2	2.0	-	4.4	1.3	91.1	0.3	-		
そ の 他	(1.5)	100.0	11.8	0.5	39.2	0.5	18.1	5.4	16.7	7.8	-		

(注) 1 () 内の数は、鑑別判定の内訳の構成比である。

2 27表 (09-00-27) 参照

11 鑑別の受付人員

平成21年における鑑別の受付人員は46,492人で、前年に比べ1,478人(3.3%)増加している。

最近5年間の鑑別の受付人員の構成比は、第11表のとおりである。その内訳の推移を見ると、家庭裁判所関係は前年と比べ2.5ポイント、法務省関係は0.7ポイントそれぞれ低下し、一般は3.3ポイント上昇している。

第11表 鑑別の受付人員の構成比

区 分	総 数	家 庭 裁判所 関 係				法 務 省 関 係				一 般
		自 所 収 容 者	在 宅 者	そ の 他	検 察	矯 正	保 護			
平成17年	100.0	43.8	42.7	1.1	0.0	18.7	0.0	4.1	14.6	37.5
18	100.0	40.7	39.8	0.9	0.1	18.1	0.0	5.0	13.1	41.2
19	100.0	37.3	36.5	0.7	0.0	18.7	0.0	7.1	11.6	44.0
20	100.0	35.1	34.5	0.6	0.0	17.3	0.0	7.8	9.5	47.5
21	100.0	32.6	32.1	0.5	0.0	16.6	0.0	7.2	9.3	50.8
	(46,492)	(15,165)	(14,925)	(232)	(8)	(7,710)	(4)	(3,359)	(4,347)	(23,617)
対前年比(%)	3.3	-4.1	-4.0	-7.9	-57.9	-1.3	-20.0	-4.5	1.4	10.4

(注) 1 () 内の数は、実人員である。
2 3表(09-00-03)参照

12 鑑別の終了人員

平成21年における鑑別の終了人員は受付人員の95.7%に当たる44,470人で、前年に比べ1,489人(3.5%)増加している。

最近5年間の鑑別の終了人員の構成比は、第12表のとおりである。その内訳の推移を見ると、家庭裁判所関係は前年と比べ2.8ポイント、法務省関係は0.6ポイントそれぞれ低下し、一般は3.4ポイント上昇している。

第12表 鑑別の終了人員の構成比

区 分	総 数	家 庭 裁判所 関 係				法 務 省 関 係				一 般
		自 所 収 容 者	在 宅 者	そ の 他	検 察	矯 正	保 護			
平成17年	100.0	43.7	42.0	1.7	0.0	21.5	0.0	3.8	17.7	34.8
18	100.0	41.2	40.1	1.1	0.0	19.6	0.0	4.2	15.4	39.2
19	100.0	38.0	37.1	0.9	0.1	19.0	0.0	5.3	13.7	43.0
20	100.0	32.2	31.6	0.6	0.0	18.1	0.0	8.2	9.9	49.7
21	100.0	29.4	28.8	0.5	0.0	17.5	0.0	7.6	10.0	53.1
	(44,470)	(13,058)	(12,824)	(226)	(8)	(7,796)	(4)	(3,359)	(4,433)	(23,616)
対前年比(%)	3.5	-5.6	-5.4	-8.5	-60.0	0.3	-20.0	-4.1	4.0	10.4

(注) 1 () 内の数は、実人員である。
2 3表(09-00-03)参照

13 退所者の退所事由別人員

平成21年における退所者（逃走及び施設間の移送を除く。）は14,660人で、前年に比べ357人（2.4%）減少している。これを男女別に見ると、男子が13,108人（構成比89.4%）、女子が1,552人（同10.6%）となっている。

退所者の退所事由別人員は、第13表のとおりである。その内訳を見ると、保護観察が6,071人と最も多く、次いで少年院送致が3,979人、試験観察が1,758人の順となっている。

退所事由別人員の構成比を前年と比べて見ると、少年院送致が0.6ポイント、試験観察が0.8ポイント上昇しているが、保護観察が1.8ポイント低下している。

第13表 退所者の退所事由別人員

区分	総数	保 護 処 分			知事・児童相談所 長送致	検察官 送 致	審判不 開始・ 不処分	観 護 措置の 取消し	試 験 観 察	その他
		保 護 観 察	児童自立 支援施設 ・児童養護 施設送致	少年院 送 致						
総数	14,660	6,071	292	3,979	87	227	130	1,482	1,758	634
人員										
男	13,108	5,495	218	3,558	70	220	111	1,372	1,527	537
女	1,552	576	74	421	17	7	19	110	231	97
(構成比)	(100.0)	(41.4)	(2.0)	(27.1)	(0.6)	(1.5)	(0.9)	(10.1)	(12.0)	(4.3)
前年の 構成比	100.0	43.2	1.9	26.5	0.5	1.7	0.9	10.1	11.2	3.9

(注) 1表(09-00-01)参照

II 少年院

1 収容状況

平成21年における全国の少年院の1日平均収容人員は3,579人で、前年に比べ105人（3.0%）増加している。これを男女別に見ると、男子が3,183人（構成比88.9%）、女子が396人（同11.1%）となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。これを総数で見ると、平成14年から減少していたが、平成21年には増加している。

平成12年を100とした指数で見ると、平成21年は、総数が79（男子が79、女子が83）となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区分	平成12年	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
人員	総数	4,528	4,807	4,794	4,726	4,585	4,217	4,017	3,716	3,474	3,579
	男	4,052	4,280	4,291	4,267	4,124	3,729	3,548	3,309	3,083	3,183
	女	476	526	502	459	462	487	469	407	391	396
指数	総数	100	106	106	104	101	93	89	82	77	79
	男	100	106	106	105	102	92	88	82	76	79
	女	100	111	105	96	97	102	99	86	82	83

（注）少年院の統計表（以下第20表まで同じ。）の1表（09-00-01）参照

2 新収容者の人員

平成21年における新収容者の人員は3,962人で、前年に比べ9人（0.2%）減少している。これを男女別に見ると、男子が3,544人（構成比89.4%）、女子が418人（同10.6%）となっている。

最近10年間の新収容者の人員の推移は、第2表のとおりである。これを総数で見ると、平成12年から減少している。

平成12年を100とした指数で見ると、平成21年は、総数が65（男子が65、女子が69）となっている。

第2表 新収容者の人員の推移

区分	平成12年	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
人員	総数	6,052	6,008	5,962	5,823	5,300	4,878	4,482	4,074	3,971	3,962
	男	5,448	5,393	5,408	5,283	4,772	4,299	3,996	3,665	3,583	3,544
	女	604	615	554	540	528	579	486	409	388	418
指数	総数	100	99	99	96	88	81	74	67	66	65
	男	100	99	99	97	88	79	73	67	66	65
	女	100	102	92	89	87	96	80	68	64	69

（注）1 新収容者とは、調査年において少年院送致の決定により新たに入院した者をいう（用語の解説参照）。

2 7表（09-00-07）参照

3 新収容者の年齢

平成21年における新収容者の年齢別・処遇区分別構成比は、第3表のとおりである。年齢別構成比を総数で見ると、17歳が21.4%と最も多く、次いで18歳が20.2%となっている。また、前年に比べ13歳以下・14歳・15歳の年少少年が1.0ポイント上昇、16・17歳の中間少年は2.6ポイント低下、18歳・19歳・20歳以上の年長少年は1.6ポイント上昇している。

これを男女別に多い順に見ると、男子は17歳、18歳、19歳となっているのに対し、女子は16歳、17歳、18歳となっている。

次に、処遇区分別に男女別の年齢別構成比の最も高いものを見ると、一般短期処遇では男子が17歳の25.3%、女子が15歳、16歳の24.7%、特修短期処遇では男子が16歳、17歳、19歳の21.1%、女子が16歳、18歳の50.0%、長期処遇では男子が19歳の22.2%、女子が16歳の22.7%となっている。

第3表 新収容者の年齢別・処遇区分別構成比

区 分		総 数	年少少年			中間少年			年長少年					
			13歳以下	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上				
人 員	総 数	3,962	744	3	254	487	1,621	773	848	1,597	801	793	3	
	男	3,544	637	2	219	416	1,449	676	773	1,458	730	725	3	
	女	418	107	1	35	71	172	97	75	139	71	68	-	
構 成 比	総 数	100.0	18.8	0.1	6.4	12.3	40.9	19.5	21.4	40.3	20.2	20.0	0.1	
	男	100.0	18.0	0.1	6.2	11.7	40.9	19.1	21.8	41.1	20.6	20.5	0.1	
	女	100.0	25.6	0.2	8.4	17.0	41.1	23.2	17.9	33.3	17.0	16.3	-	
前年の構成比		100.0	17.8	0.1	5.5	12.3	43.5	19.5	24.0	38.7	19.9	18.8	-	
処 遇 区 分	一般短期処遇	男	100.0	18.5	-	5.4	13.1	46.5	21.2	25.3	35.1	19.0	16.1	-
		女	100.0	35.1	-	10.4	24.7	41.6	24.7	16.9	23.4	11.7	11.7	-
	特修短期処遇	男	100.0	23.7	-	7.9	15.8	42.1	21.1	21.1	34.2	13.2	21.1	-
		女	100.0	-	-	-	-	50.0	50.0	-	50.0	50.0	-	-
	長期処遇	男	100.0	17.7	0.1	6.5	11.1	38.7	18.2	20.5	43.6	21.3	22.2	0.1
		女	100.0	23.6	0.3	8.0	15.3	41.0	22.7	18.3	35.4	18.0	17.4	-

(注) 24表(09-00-24)参照

4 新収容者の少年院の種別及び処遇区分

平成21年における新収容者の少年院の種別及び処遇区分別人員は、第4表のとおりである。新収容者を少年院の種別の構成比で見ると、中等が79.7%と最も高く、次いで初等が16.5%、医療が2.1%、特別が1.7%となっている。前年に比べ初等が1.8ポイント上昇しているのに対し、中等が1.7ポイント低下している。

次に、新収容者を処遇区分別の構成比で見ると、長期処遇が72.1%と最も高く、次いで一般短期処遇が26.9%、特修短期処遇が1.0%となっている。

第4表 新収容者の少年院の種別及び処遇区分別人員

処遇区分	種別	総数	初等	中等	特別	医療
総数		3,962	654	3,156	69	83
		(100.0)	(16.5)	(79.7)	(1.7)	(2.1)
一般短期処遇		1,067	183	884	—	—
特修短期処遇		40	8	32	—	—
長期処遇		2,855	463	2,240	69	83
前年の構成比		100.0	14.7	81.4	1.6	2.3

(注) 1 () 内の数は、総数の構成比である。

2 10表(09-00-10)参照

5 新収容者の非行名

平成21年における新収容者の非行名別人員は、第5表のとおりである。新収容者を刑法犯、特別法犯及びぐ犯別に総数の構成比で見ると、刑法犯が81.1%、特別法犯が15.3%、ぐ犯が3.5%で、前年に比べ刑法犯が1.8ポイント上昇しているのに対し、特別法犯が1.8ポイント低下している。

これを非行名別に総数の構成比で前年と比べてみると、傷害が1.2ポイント低下して17.5%（人員は前年と比べ49人減少）となっているのに対し、窃盗が3.0ポイント上昇して37.5%（人員は前年と比べ113人増加）となっている。

次に、男女別に非行名別の構成比を見ると、男子は窃盗が39.4%と最も高く、次いで傷害が17.8%、道路交通法違反が8.8%の順となっている。女子は覚せい剤取締法違反が22.0%と最も高く、次いで窃盗が21.1%、傷害が14.8%の順となっている。

第5表 新収容者の非行名別人員

非 行 名	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総 数	3,962	100.0 (100.0)	3,544	100.0	418	100.0
刑 法 犯	3,215	81.1 (79.3)	2,998	84.6	217	51.9
公務執行妨害	19	0.5 (0.4)	17	0.5	2	0.5
放火	36	0.9 (0.8)	32	0.9	4	1.0
住居侵入	24	0.6 (0.6)	23	0.6	1	0.2
強制わいせつ・強姦	157	4.0 (3.5)	148	4.2	9	2.2
殺害	19	0.5 (0.6)	13	0.4	6	1.4
傷害	693	17.5 (18.7)	631	17.8	62	14.8
自動車運転過失致死傷	53	1.3 (1.2)	52	1.5	1	0.2
窃盗	1,484	37.5 (34.5)	1,396	39.4	88	21.1
強盗	313	7.9 (7.0)	304	8.6	9	2.2
詐欺	65	1.6 (1.9)	62	1.7	3	0.7
恐喝	222	5.6 (5.9)	205	5.8	17	4.1
暴力行為等処罰に関する法律	19	0.5 (1.0)	17	0.5	2	0.5
その他の	111	2.8 (3.2)	98	2.8	13	3.1
特 別 法 犯	608	15.3 (17.1)	466	13.1	142	34.0
覚せい剤取締法	141	3.6 (3.3)	49	1.4	92	22.0
道路交通法	322	8.1 (10.3)	311	8.8	11	2.6
毒物及び劇物取締法	44	1.1 (1.3)	26	0.7	18	4.3
その他の	101	2.5 (2.3)	80	2.3	21	5.0
ぐ 犯	139	3.5 (3.6)	80	2.3	59	14.1

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」のうち強制わいせつには同致死傷、強姦には同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 () 内の数は、前年の構成比である。

3 7表(09-00-07)参照

6 新収容者の入院回数

平成21年における新収容者の入院回数別人員は、第6表のとおりである。初入者と再入者（入院2回以上の者）を構成比で見ると、初入者が84.3%、再入者が15.7%で、前年に比べ再入者が1.0ポイント低下している。

第6表 新収容者の入院回数別人員

区 分	総 数	初 回	2 回	3 回	4 回以上
人 員	3,962	3,340	550	66	6
(構 成 比)	(100.0)	(84.3)	(13.9)	(1.7)	(0.2)
前 年 の 構 成 比	100.0	83.3	14.4	2.2	0.1

(注) 25表(09-00-25)参照

7 新収容者の薬物等使用関係

平成21年における新収容者の薬物等使用関係別人員は、第7表のとおりである。非行時において薬物等を使用していた者としない者について、総数の構成比を見ると、使用していた者12.7%、使用していない者87.1%で、前年に比べ使用していた者は0.6ポイント低下している。使用していた者（12.7%）について、その使用薬物の種類を前年と比べてみると、有機溶剤が1.0ポイント低下して3.9%、大麻が0.8ポイント上昇して2.9%となっている。

次に、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子が10.0%となっているのに対し、女子が35.6%となっている。

さらに、男女別にその構成比から使用薬物の種類を見ると、男子は有機溶剤が3.6%と最も高く、次いで大麻が2.8%の順となっており、女子は覚せい剤が24.6%と最も高く、次いで有機溶剤が6.5%の順となっている。

第7表 新収容者の薬物等使用関係別人員

区 分	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総 数	3,962	100.0 (100.0)	3,544	100.0	418	100.0
あ り	505	12.7 (13.3)	356	10.0	149	35.6
麻 薬 ・ あ へ ん	15	0.4 (0.8)	14	0.4	1	0.2
大 麻	114	2.9 (2.1)	98	2.8	16	3.8
覚 せ い 剤	169	4.3 (4.4)	66	1.9	103	24.6
有 機 溶 剤	155	3.9 (4.9)	128	3.6	27	6.5
そ の 他	52	1.3 (1.2)	50	1.4	2	0.5
な し	3,451	87.1 (86.3)	3,183	89.8	268	64.1
不 詳	6	0.2 (0.4)	5	0.1	1	0.2

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 14表 (09-00-14) 参照

8 新収容者の共犯関係

平成21年における新収容者の共犯関係別人員は、第8表のとおりである。共犯関係のある者とない者について、総数の構成比を見ると、共犯関係のある者61.2%、共犯関係のない者38.6%で、前年に比べ共犯関係のある者は0.4ポイント低下している。共犯関係のある者（61.2%）について、その内訳を前年と比べると、遊び仲間が2.4ポイント上昇して42.0%、不良集団が3.0ポイント低下して10.5%となっている。

次に、男女別に共犯関係のある者の構成比を見ると、男子が62.5%、女子が50.7%となっており、男女ともに過半数を占めている。

さらに、男女別にその構成比から共犯関係のある者の内訳を見ると、男女とも、遊び仲間（男子43.3%、女子30.9%）が最も高く、次いで不良集団（男子11.0%、女子6.5%）の順となっている。

第8表 新収容者の共犯関係別人員

区 分		総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総	数	3,962	100.0 (100.0)	3,544	100.0	418	100.0
あ	り	2,426	61.2 (61.6)	2,214	62.5	212	50.7
学 校 仲 間		189	4.8 (4.2)	175	4.9	14	3.3
遊 び 仲 間		1,664	42.0 (39.6)	1,535	43.3	129	30.9
職 場 仲 間		37	0.9 (1.2)	35	1.0	2	0.5
施 設 仲 間		15	0.4 (0.3)	9	0.3	6	1.4
親 族		28	0.7 (1.0)	24	0.7	4	1.0
行 き ず り		11	0.3 (0.4)	8	0.2	3	0.7
不 良 集 団		416	10.5 (13.5)	389	11.0	27	6.5
そ の 他		66	1.7 (1.4)	39	1.1	27	6.5
な し		1,528	38.6 (38.3)	1,322	37.3	206	49.3
不 詳		8	0.2 (0.1)	8	0.2	-	-

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 21表 (09-00-21) 参照

9 新収容者の非行時の身上

平成21年における新収容者の非行時の身上は、第9表のとおりである。非行時の身上に該当のある者とない者について、総数の構成比を見ると、該当のある者55.8%、該当のない者44.2%で、前年に比べ該当のある者が1.2ポイント低下している。該当のある者(55.8%)について、その内訳を見ると、1号観察中が38.2%と最も高く、次いで2号観察中が11.9%、試験観察中が5.1%の順となっている。

次に、男女別に該当のある者の構成比を見ると、男子が58.0%、女子が37.3%で、前年(男子58.2%、女子46.1%)に比べ男子は0.2ポイント低下し、女子は8.8ポイント低下している。

第9表 新収容者の非行時の身上

区 分		総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総	数	3,962	100.0 (100.0)	3,544	100.0	418	100.0
該 当 あ り		2,212	55.8 (57.0)	2,056	58.0	156	37.3
1 号 観 察 中		1,514	38.2 (37.8)	1,430	40.3	84	20.1
2 号 観 察 中		472	11.9 (13.5)	437	12.3	35	8.4
試 験 観 察 中	補 導 委 託 在 宅	33	0.8 (0.7)	28	0.8	5	1.2
		169	4.3 (4.3)	146	4.1	23	5.5
刑 執 行 猶 予 中		-	- (-)	-	-	-	-
施 設 在 所 中		24	0.6 (0.7)	15	0.4	9	2.2
該 当 な し		1,750	44.2 (43.0)	1,488	42.0	262	62.7
不 詳		-	- (-)	-	-	-	-

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 16表 (09-00-16) 参照

10 新収容者の非行時の職業

平成21年における新収容者の非行時の職業別人員は、第10表のとおりである。これを構成比で見ると、無職者（学生・生徒を除く。）が、前年に比べて2.8ポイント上昇しており、39.6%（1,570人）と最も高くなっている。

次に、無職者（学生・生徒を含む。）等に対する有職者は、33.4%（1,323人）となっているが、その内訳を構成比で見ると、技能工、採掘・製造・建設作業及び労務作業のうち建設関係が12.6%と最も高く、次いで同作業のうちその他が6.0%、同作業のうち労務関係が4.8%の順となっている。

第10表 新収容者の非行時の職業別人員

区分	総数	事務	販売	サービス職業			農林業	運輸通信	技能工、採掘・製造・建設作業及び労務作業				その他の職業	無職者		不詳
				調理関係	接客関係	その他			建設関係	建設関係	労務関係	その他		学生・生徒	その他	
総数	3,962	9	24	43	135	61	13	30	35	499	192	236	46	1,069	1,570	-
(構成比)	(100.0)	(0.2)	(0.6)	(1.1)	(3.4)	(1.5)	(0.3)	(0.8)	(0.9)	(12.6)	(4.8)	(6.0)	(1.2)	(27.0)	(39.6)	(-)
前年の構成比	100.0	0.5	0.4	0.6	3.2	1.9	0.2	0.7	1.2	14.2	5.2	7.6	1.6	26.0	36.8	-

(注) 30表 (09-00-30) 参照

11 新収容者の教育程度

平成21年における新収容者の処遇区分別教育程度の構成比は、第11表のとおりである。教育程度別に総数の構成比を見ると、中学校卒業が前年と変わらず最も高く34.2%、次いで高等学校中退が34.1%となっている。中学校在学中の者の占める割合は、前年に比べ1.7ポイント上昇しており、高等学校在学中の者の占める割合は、前年に比べ0.4ポイント低下している。

次に、処遇区分別に教育程度の構成比を見ると、一般短期処遇においては、高等学校中退が36.7%と最も高く、特修短期処遇においては、高等学校在学が25.0%と最も高く、長期処遇においては、中学校卒業が37.2%と最も高くなっている。

第11表 新収容者の処遇区分別教育程度の構成比

教育程度 処遇区分	総数	中学校					高等学校					その他
		在学	卒業	その他	不詳	在学	中退	卒業	不詳			
総数	100.0	48.3	13.9	34.2	0.3	-	50.9	13.8	34.1	3.1	-	0.8
	(3,962)	(1,915)	(549)	(1,355)	(11)	(-)	(2,017)	(545)	(1,350)	(122)	(-)	(30)
男	100.0	48.5	13.4	34.8	0.3	-	50.6	13.5	33.9	3.2	-	0.8
女	100.0	46.7	17.7	28.7	0.2	-	53.3	16.3	35.2	1.9	-	-
前年の構成比	100.0	47.8	12.2	35.4	0.2	-	51.0	14.2	34.0	2.7	-	1.2
一般短期処遇	100.0	41.0	14.4	26.5	-	-	58.3	17.3	36.7	4.2	-	0.7
特修短期処遇	100.0	40.0	17.5	22.5	-	-	57.5	25.0	22.5	10.0	-	2.5
長期処遇	100.0	51.2	13.6	37.2	0.4	-	48.1	12.3	33.2	2.6	-	0.7

(注) 1 () 内の数は、実人員である。

2 28表 (09-00-28) 参照

12 新収容者の不良集団関係

平成21年における新収容者の処遇区分別不良集団関係及び保護者別不良集団関係の構成比は、第12表のとおりである。非行時において不良集団に関係のある者とない者について、総数の構成比を見ると、関係のある者49.8%、関係のない者49.0%で、前年に比べ不良集団に関係のある者は1.8ポイント低下している。不良集団に関係のある者(49.8%)について、その内訳を見ると、地域不良集団が31.3%と最も高く、次いで暴走族が8.2%となっている。

次に、処遇区分別に不良集団に関係のある者の構成比を見ると、長期処遇が50.1%と最も高く、次いで一般短期処遇が49.4%、特修短期処遇が37.5%となっている。

さらに、保護者別に不良集団に関係のある者の構成比を見ると、実母が53.3%と最も高く、次いで実父母が50.4%、養父（母）が45.7%の順となっている。

第12表 新収容者の処遇区分別不良集団関係及び保護者別不良集団関係の構成比

処遇区分・保護者		不良集団						なし	不詳
		総数	あり	不良生徒・ 学生集団	地域不良 集団	暴走族	暴力団		
処 遇 区 分	総 数	100.0 (3,962)	49.8 (1,973)	8.1 (321)	31.3 (1,241)	8.2 (324)	2.2 (87)	49.0 (1,940)	1.2 (49)
	一般短期処遇	100.0	49.4	9.7	29.9	9.0	0.7	49.8	0.8
	特修短期処遇	100.0	37.5	10.0	17.5	10.0	—	62.5	—
	長 期 処 遇	100.0	50.1	7.5	32.0	7.8	2.8	48.5	1.4
前 年 の 構 成 比		100.0	51.6	6.5	31.0	11.5	2.6	47.5	0.9
保 護 者	実 父 母	100.0	50.4	8.1	29.8	10.7	1.8	48.6	1.0
	実 父	100.0	44.3	7.4	29.8	5.3	1.8	54.7	0.9
	実 母	100.0	53.3	9.0	34.5	7.3	2.4	45.4	1.4
	実 父 義 母	100.0	42.0	4.0	30.0	6.0	2.0	55.0	3.0
	義 父 実 母	100.0	44.7	7.9	27.2	6.7	2.8	53.9	1.4
	養 父 (母)	100.0	45.7	5.7	25.7	11.4	2.9	51.4	2.9
	そ の 他	100.0	46.9	4.7	32.8	6.3	3.1	52.3	0.8
	な し	100.0	17.6	5.9	5.9	5.9	—	82.4	—
不 詳	—	—	—	—	—	—	—	—	

(注) 1 () 内の数は、実人員である。

2 31表(09-00-31)及び35表(09-00-35)参照

13 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間

平成21年における新収容者の前回処分等は、第13表のとおりである。前回処分のある者となない者について、総数の構成比を見ると、前回処分のある者77.6%、前回処分のない者22.4%で、前年に比べ前回処分のある者は1.9ポイント低下している。前回処分のある者(77.6%)について、その内訳を見ると、保護観察が41.2%と最も高く、次いで審判不開始・不処分が22.0%、少年院送致が10.9%の順となっている。

次に、前回処分のある者(3,075人)について、前回処分後に再非行を犯した者は94.7%に当たる2,913人である。さらに、前回処分後に再非行を犯した者(2,913人)について、その再非行までの期間を構成比で見ると、6月を超え1年以内の者が24.6%と最も高く、次いで3月を超え6月以内が20.9%、1月を超え3月以内が15.0%となっている。

第13表 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間区分

区 分	総 数	あり	保護処分			知事・ 児 童 相 談 所 長 送 致	検 察 官 送 致	審判不 開始・ 不処分	刑の執 行・執 行猶予 等	なし	不詳	
			保 護 観 察	児童自立 支援施設・ 児童養護 施設送致	少年院 送 致							
人 員	総 数	3,962	3,075	1,632	85	433	22	30	873	-	887	-
	男	3,544	2,839	1,533	68	403	18	30	787	-	705	-
	女	418	236	99	17	30	4	-	86	-	182	-
構 成 比	総 数	100.0	77.6	41.2	2.1	10.9	0.6	0.8	22.0	-	22.4	-
	男	100.0	80.1	43.3	1.9	11.4	0.5	0.8	22.2	-	19.9	-
	女	100.0	56.5	23.7	4.1	7.2	1.0	-	20.6	-	43.5	-
前年の構成比	100.0	79.5	40.4	2.1	12.5	0.6	0.6	23.1	0.2	20.5	-	
処 分 あり	(100.0)	3,075	1,632	85	433	22	30	873	-			
		(100.0)	(53.1)	(2.8)	(14.1)	(0.7)	(1.0)	(28.4)	(-)			
前回処分後の非行	(94.7)	[100.0]	2,913	1,564	80	415	22	23	809	-		
1月以内	[7.0]		203	122	3	12	2	2	62	-		
3月以内	[15.0]		438	253	11	57	3	6	108	-		
6月以内	[20.9]		610	375	12	71	3	7	142	-		
1年以内	[24.6]		718	384	18	115	6	5	190	-		
1年6月以内	[14.0]		407	186	12	76	2	2	129	-		
2年以内	[9.2]		267	118	9	50	2	-	88	-		
2年を超える	[9.3]		270	126	15	34	4	1	90	-		
前回処分前の非行	(5.1)		157	68	1	17	-	7	64	-		
施設在所中の非行	(0.2)		5	-	4	1	-	-	-	-		
不 詳	(-)		-	-	-	-	-	-	-	-		

(注) 1 ()内の数は、処分ありの者の処分内容別の構成比で、[]内の数は、前回処分後の非行について再非行までの期間別の構成比である。

2 18表(09-00-18)参照

14 新収容者の非行名別処遇課程等

平成21年における新収容者の非行名別処遇課程等は、第14表のとおりである。短期処遇と長期処遇を総数の構成比で見ると、短期処遇が27.9%、長期処遇が72.1%で、前年に比べ短期処遇が1.7ポイント低下しているのに対し、長期処遇は1.7ポイント上昇している。

処遇課程等別人員と非行名との関係を見ると、最も人員の多い長期処遇の職業能力開発課程（V）の者（1,828人）では、窃盗が747人、傷害が276人、強盗が157人の順となっている。次に人員の多い一般短期処遇（S）の者（1,067人）では、窃盗が373人と最も多く、次に傷害が219人、道路交通法違反が162人の順となっている。

第14表 新収容者の非行名別処遇課程等

非 行 名	総 数	短 期 処 遇			長 期 処 遇						
		S	O		G	V	E	H	P	M	
総 数	3,962	1,107	1,067	40	2,855	436	1,828	289	219	27	56
	(100.0)	(27.9)	(26.9)	(1.0)	(72.1)	(11.0)	(46.1)	(7.3)	(5.5)	(0.7)	(1.4)
刑 法 犯	3,215	864	832	32	2,351	361	1,503	251	188	16	32
公 務 執 行 妨 害	19	7	7	—	12	1	10	—	—	1	—
放 火	36	6	6	—	30	1	10	5	10	—	4
住 居 侵 入	24	5	5	—	19	2	8	3	6	—	—
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	157	27	26	1	130	16	68	18	26	1	1
殺 人	19	1	—	1	18	2	7	—	6	—	3
傷 害	693	225	219	6	468	74	276	80	32	1	5
自 動 車 運 転 過 失 致 死 傷	53	14	12	2	39	5	32	1	1	—	—
窃 盗	1,484	385	373	12	1,099	147	747	100	85	7	13
強 盗	313	63	60	3	250	63	157	21	6	1	2
詐 欺	65	23	20	3	42	8	31	3	—	—	—
恐 喝	222	63	61	2	159	24	108	17	4	3	3
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律	19	8	7	1	11	4	6	—	—	1	—
そ の 他	111	37	36	1	74	14	43	3	12	1	1
特 別 法 犯	608	220	212	8	388	67	267	12	12	9	21
覚 せ い 剤 取 締 法	141	16	15	1	125	31	74	—	2	5	13
道 路 交 通 法	322	167	162	5	155	19	125	9	—	1	1
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	44	8	7	1	36	3	25	1	5	—	2
そ の 他	101	29	28	1	72	14	43	2	5	3	5
ぐ 犯	139	23	23	—	116	8	58	26	19	2	3
前 年 の 構 成 比	100.0	29.6	28.6	1.0	70.4	10.3	46.0	6.5	5.2	0.8	1.4

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」のうち強制わいせつには同致死傷、強姦には同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 処遇課程等は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」参照

3 () 内の数は、総数の構成比である。

4 16表(09-00-16)参照

15 新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等

平成21年における新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等は、第15表のとおりである。再入者（前回処遇課程等のある者）622人（新収容者に対する構成比15.7%）について前回と今回の処遇課程等を見ると、前回処遇課程等で最も多い一般短期処遇（S）の者（219人）の今回の処遇課程等は、職業能力開発課程（V）が175人と最も多く、次いで生活訓練課程（G）が38人となっている。

前回処遇課程等中次に多い職業能力開発課程（V）の者（217人）の今回の処遇課程等は生活訓練課程（G）が140人と最も多く、次いで職業能力開発課程（V）が68人となっている。

第15表 新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等

前回処遇課程等 今回処遇課程等	総数	あり											なし
		短期処遇	S	O	長期処遇	G	V	E	H	P	M		
総数	3,962	622 (100.0)	223 (35.9)	219 (35.2)	4 (0.6)	399 (64.1)	37 (5.9)	217 (34.9)	98 (15.8)	41 (6.6)	2 (0.3)	4 (0.6)	3,340
短期処遇	1,107	3	2	2	-	1	-	-	1	-	-	-	1,104
S	1,067	3	2	2	-	1	-	-	1	-	-	-	1,064
O	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40
長期処遇	2,855	619	221	217	4	398	37	217	97	41	2	4	2,236
G	436	243	38	38	-	205	32	140	25	8	-	-	193
V	1,828	341	179	175	4	162	4	68	68	22	-	-	1,487
E	289	5	2	2	-	3	-	-	3	-	-	-	284
H	219	13	-	-	-	13	-	-	-	11	-	2	206
P	27	5	1	1	-	4	-	2	-	-	2	-	22
M	56	12	1	1	-	11	1	7	1	-	-	2	44

- (注) 1 処遇課程等は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」参照
 2 () 内の数は、前回処遇課程等のある者に係る構成比である。
 3 34表 (09-00-34) 参照

16 出院者の人員

平成21年における出院者の人員は3,892人で、前年に比べ141人（3.5%）減少している。これを男女別に見ると、男子が3,492人（構成比89.7%）、女子が400人（同10.3%）となっている。

また、退院又は仮退院別に見ると、退院が23人（構成比0.6%）、仮退院が3,869人（同99.4%）となっている。

最近10年間の出院者の人員の推移は、第16表のとおりである。退院及び仮退院の構成比を見ると、平成21年は、前年に比べ仮退院が0.4ポイント上昇している。

第16表 出院者の人員の推移

区分	平成12年	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
人員	総数	5,484	5,981	6,043	5,789	5,626	5,023	4,799	4,405	4,033	3,892
	男	4,984	5,364	5,418	5,244	5,097	4,497	4,249	3,938	3,626	3,492
	女	500	617	625	545	529	526	550	467	407	400
人員	退院	127	193	195	202	190	137	88	61	39	23
	仮退院	5,357	5,788	5,848	5,587	5,436	4,886	4,711	4,344	3,994	3,869
構成比	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	退院	2.3	3.2	3.2	3.5	3.4	2.7	1.8	1.4	1.0	0.6
	仮退院	97.7	96.8	96.8	96.5	96.6	97.3	98.2	98.6	99.0	99.4

(注) 1 出院者とは、調査年において退院又は仮退院の事由により出院した者をいう（用語の解説参照）。

2 1表（09-00-01）参照

17 仮退院者の処遇区分別在院期間

平成21年における仮退院者のうち、短期処遇対象者の在院期間別人員は、第17表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると、一般短期処遇においては、141～161日が61.9%と最も高く、次いで120～140日が21.1%、162～182日が15.2%の順となっている。

また、特修短期処遇においては、57～77日が51.2%であり、次いで78～98日が48.8%となっている。

第17表 仮退院者（短期処遇対象者）の在院期間別人員

処遇区分	在院期間									
	総数	56日以下	57～77日	78～98日	99～119日	120～140日	141～161日	162～182日	183日以上	
人員	一般短期処遇	1,109	—	—	—	—	234	686	169	20
	特修短期処遇	41	—	21	20	—	—	—	—	—
構成比	一般短期処遇	100.0	—	—	—	—	21.1	61.9	15.2	1.8
		(100.0)	(—)	(—)	(—)	(0.2)	(22.6)	(64.2)	(11.6)	(1.4)
	特修短期処遇	100.0	—	51.2	48.8	—	—	—	—	—
		(100.0)	(—)	(44.9)	(44.9)	(10.2)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 41表（09-00-41）及び42表（09-00-42）参照

次に、長期処遇対象者の在院期間別人員は、第18表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると271～360日が42.7%と最も高く、次いで361～450日が40.3%の順となっている。

第18表 仮退院者（長期処遇対象者）の在院期間別人員

在院期間	総 数	180日 以 下	181～ 270日	271～ 360日	361～ 450日	451～ 540日	541～ 630日	631～ 720日	721日 以 上
長 期 処 遇 (構 成 比)	2,719 (100.0)	- (-)	19 (0.7)	1,160 (42.7)	1,096 (40.3)	257 (9.5)	106 (3.9)	28 (1.0)	53 (1.9)
前年の構成比	100.0	-	0.8	41.1	39.6	10.2	4.3	1.8	2.2

(注) 40表 (09-00-40) 参照

18 出院者の職業補導

平成21年における出院者の職業補導種目別実施人員は、第19表のとおりである。職業補導を受けた者は出院者の95.9%に当たる3,734人である。

職業補導を受けた者（95.9%）について、その内訳を見ると、農業が14.8%と最も多く、次いで木工が13.7%、窯業が13.3%の順となっている。

第19表 出院者の職業補導種目別実施人員

種 目	人 員	構 成 比	種 目	人 員	構 成 比
総 数	3,892	100.0 (100.0)	事 務・ワ ー プ ロ	309	7.9 (9.7)
木 工	533	13.7 (13.6)	建 設 機 械 運 転	32	0.8 (0.7)
窯 業	516	13.3 (12.4)	農 業	575	14.8 (14.2)
建 築	11	0.3 (0.7)	土 木 建 築	137	3.5 (4.5)
園 芸	355	9.1 (9.1)	応 接 サ ー ビ ス	43	1.1 (0.5)
溶 接	438	11.3 (11.3)	手 工 芸	139	3.6 (3.2)
板 金	24	0.6 (0.5)	配 管	-	- (-)
職 業 指 導	214	5.5 (4.9)	介 護 サ ー ビ ス	31	0.8 (1.2)
自 動 車 整 備	1	0.0 (0.1)	ク リ ー ニ ン グ	69	1.8 (1.6)
情 報 処 理	105	2.7 (1.8)	理 容	-	- (-)
電 気 工 事	15	0.4 (0.4)	そ の 他	157	4.0 (4.1)
印 刷	8	0.2 (0.1)			
技 術 家 庭	22	0.6 (0.9)	な し	158	4.1 (4.3)

(注) 1 職業補導を二以上受けた場合については、主要なもの一を計上した。
 2 () 内の数は、前年の構成比である。
 3 45表 (09-00-45) 参照

19 出院者の資格・免許

平成21年における出院者の資格・免許種目別取得人員は、第20表のとおりである。職業補導に関連のある資格・免許を取得した者は、出院者の46.6%に当たる1,812人で、前年の構成比（44.9%）に比べ1.7ポイント上昇している。取得した者（46.6%）について、その内訳を見ると小型車両系建設機械運転特別教育が7.5%と最も高く、ガス溶接技能講習が7.3%、ワープロ検定が5.4%の順となっている。

次に、職業補導に関連のない資格・免許を取得した者は、出院者の52.0%に当たる2,022人で、前年の構成比（50.7%）に比べ1.3ポイント上昇している。取得した者（52.0%）について、その内訳を見ると危険物取扱者が15.7%と最も高く、次いで、珠算検定（4級以下）が9.6%、小型車両系建設機械運転特別教育が6.9%の順となっている。

第20表 出院者の資格・免許種目別取得人員

種 目	職業補導に関連のあるもの		職業補導に関連のないもの	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
総 数	3,892	100.0 (100.0)	3,892	100.0 (100.0)
ガス溶接技能講習	283	7.3 (6.7)	138	3.5 (3.6)
アーク溶接特別教育	136	3.5 (2.2)	33	0.8 (0.8)
手アーク溶接検定	144	3.7 (3.9)	6	0.2 (-)
半自動溶接検定	13	0.3 (0.4)	2	0.1 (0.0)
ステンレス鋼等溶接検定	9	0.2 (0.1)	-	- (-)
珠算検定(3級以上)	2	0.1 (0.0)	126	3.2 (2.8)
珠算検定(4級以下)	5	0.1 (-)	375	9.6 (10.3)
自動車整備士	2	0.1 (0.1)	-	- (-)
基本情報技術者	19	0.5 (0.1)	3	0.1 (0.1)
電気工事士	15	0.4 (0.5)	-	- (-)
危険物取扱者	134	3.4 (3.5)	611	15.7 (16.1)
パソコン検定	105	2.7 (3.9)	2	0.1 (0.1)
ワープロ検定	209	5.4 (4.9)	44	1.1 (0.9)
大型特殊自動車運転免許	63	1.6 (1.8)	1	0.0 (0.0)
車両系建設機械運転技能講習	24	0.6 (1.0)	9	0.2 (0.6)
小型車両系建設機械運転特別教育	290	7.5 (7.0)	268	6.9 (5.8)
販売士	72	1.8 (1.2)	2	0.1 (0.0)
簿記検定	4	0.1 (0.2)	2	0.1 (0.1)
消防設備士	-	- (-)	1	0.0 (0.0)
訪問介護員養成研修	42	1.1 (1.1)	-	- (-)
クリニング師	11	0.3 (0.2)	-	- (-)
その他	230	5.9 (5.9)	399	10.3 (9.4)
なし	2,080	53.4 (55.1)	1,870	48.0 (49.3)

(注) 1 資格・免許を二以上取得した場合は、そのうちの主要なもの一を計上した。

2 「職業補導に関連のないもの」の「その他」は、中学校卒業程度認定試験、高等学校卒業程度認定試験（一部科目合格）、高等学校卒業程度認定試験（認定試験合格）を含む。

3 () 内の数は、前年の構成比である。

4 47表(09-00-47)及び48表(09-00-48)参照